

中国銀行保険監督管理委員会 ファイナンスリース会社監督管理に係る新規定を公布

2020年6月9日、中国銀行保険監督管理委員会（以下、「銀保監会」という）は、『ファイナンスリース会社監督管理暫定弁法』（銀保監発[2020]22号、以下、「22号通達」という）を公布し、ファイナンスリース会社の新たな監督管理弁法が定められました。

【ポイント】

- 銀保監会はファイナンスリース会社に対し、より厳格的で定量的な監督管理指標の維持を要求。
- ファイナンスリース会社の一部変更事項（登録資本金の変更、持分構造の調整等）は、省級地方金融監督管理部門と十分にコミュニケーションを取り、事前に合意を得る必要あり。
- ファイナンスリース会社は原則として3年間の移行期間内に本通達の各監督管理の要求を充足する必要あり。

1. 政策の背景

ファイナンスリースは、実体経済と密接に融合する融資方式として、利便的で、返済期間が機動的で、借入人の財務状況を改善できるという特徴を有します。

2018年4月20日以前、商務部は『ファイナンスリース会社監督管理弁法』（商流通発[2013]337号）に基づき、ファイナンスリース会社を管理していました。緩やかな監督管理環境のなか、ファイナンスリース会社の社数が急増しましたが、経営上のコンプライアンス問題も多く発生しました。

ファイナンスリース会社に対する監督管理を強化し、本業界を規範的で秩序のある発展に導くために、2018年5月8日、商務部弁公庁は『ファイナンスリース会社、商業ファクタリング会社及び質屋の管理職責調整の管理事項に関する通達』（商弁流通函[2018]165号）を公布し、2018年4月20日より、ファイナンスリース会社の経営及び監督管理の規則制定の責務を銀保監会に移行することを明確化しました。

2020年1月8日、銀保監会は『ファイナンスリース会社監督管理暫定弁法（パブリックコメント版）』（以下、「パブリックコメント版」という）の意見募集を実施しました。『22号通達』は、意見募集後に正式に公布されたものです。

2019年末時点において、全国のパイナンスリース会社は計11,124社あり、うち、「音信不通会社」、「幽霊会社」の社数が多く、一部は既に廃業しています。銀保監会は、「22号通達」を通じて、ファイナンスリース会社の合法的なコンプライアンス経営に導くことを目指しています。

2. 本規定の主要内容

1) 定義

【図表1】定義	
ファイナンスリース会社	ファイナンスリース業務に従事する有限責任公司もしくは股份有限公司（金融リース会社を含まない）
ファイナンスリース業務	借入人が指定する販売者及びリース資産において、貸入人が販売者からリース資産を購入し、借入人の使用のために提供し、借入人がリース料を支払う取引

2) 業務範囲およびネガティブリスト

【図表 2】 業務範囲およびネガティブリスト	
業務範囲	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ファイナンスリース業務 ✓ オペレーティングリース業務 ✓ ファイナンスリース及びオペレーティングリース事業に関連するリース資産の購入、処分及び修理、リース取引のコンサルティング、リース保証金の受領 ✓ ファイナンスリースもしくはオペレーティングリースの資産を譲渡及び譲受 ✓ 固定収益型証券投資業務
ネガティブリスト	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 違法な資金調達もしくは偽装による預金集約 ✓ ローンの貸付もしくは委託貸付 ✓ その他のファイナンスリース会社からの借入もしくは偽装による借入 ✓ インターネット上の貸借情報仲介機構、プライベート・エクイティ・ファンドを通じたファイナンスもしくは資産譲渡 ✓ 法律、規制、銀行保険監督管理委員会及び省・自治区・直轄市地方金融監督管理部門が禁止するその他の事業もしくは活動

3) 監督管理部門

ファイナンスリース会社に対し、銀保監会及び各地省級人民政府ならびに省級地方金融監督管理部門は協同で監督管理を実施します。

【図表 3-1】 監督管理部門					
銀保監会	ファイナンスリース会社の事業運営及び監督管理に関する規則を定める				
省級人民政府	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 管轄区内のファイナンスリース産業の発展を促進する政策措置の制定 ✓ ファイナンスリース会社に対して監督管理を実施し、ファイナンスリース会社のリスクを処理 ✓ 管轄区内のファイナンスリース会社監督管理実施細則を制定し、監督管理の実態に応じて、リース資産の範囲、特定産業への集中度及び関連度の要件を適切に調整し、銀保監会に届出 				
省級地方金融監督管理部門	管轄区内のファイナンスリース会社に対する監督管理				
	<table border="1"> <tr> <td>オフサイト監督管理</td> <td> 毎年4月30日*を期限として銀保監会に前年度の管轄区内のファイナンスリース会社の発展及び監督管理の状況を報告 ※「パブリックコメント版」では、「毎年6月30日」だった </td> </tr> <tr> <td>オンサイト監督管理</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ✓ ファイナンスリース会社及び関連施設に入ってオンサイト検査を行う ✓ 関連機構もしくは個人に照会し、関連検査事項に対する説明を要求 ✓ 関連資料を閲覧・複製し、転送、破壊、隠蔽もしくは改ざんされる可能性のある資料に対し、事前に登録し、保存 ✓ 関連する情報システムを検査 </td> </tr> </table>	オフサイト監督管理	毎年4月30日*を期限として銀保監会に前年度の管轄区内のファイナンスリース会社の発展及び監督管理の状況を報告 ※「パブリックコメント版」では、「毎年6月30日」だった	オンサイト監督管理	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ファイナンスリース会社及び関連施設に入ってオンサイト検査を行う ✓ 関連機構もしくは個人に照会し、関連検査事項に対する説明を要求 ✓ 関連資料を閲覧・複製し、転送、破壊、隠蔽もしくは改ざんされる可能性のある資料に対し、事前に登録し、保存 ✓ 関連する情報システムを検査
	オフサイト監督管理	毎年4月30日*を期限として銀保監会に前年度の管轄区内のファイナンスリース会社の発展及び監督管理の状況を報告 ※「パブリックコメント版」では、「毎年6月30日」だった			
オンサイト監督管理	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ファイナンスリース会社及び関連施設に入ってオンサイト検査を行う ✓ 関連機構もしくは個人に照会し、関連検査事項に対する説明を要求 ✓ 関連資料を閲覧・複製し、転送、破壊、隠蔽もしくは改ざんされる可能性のある資料に対し、事前に登録し、保存 ✓ 関連する情報システムを検査 				
監督管理の協議	職務遂行の必要性に応じて、ファイナンスリース会社の董事、監事、高級管理人員と監督管理の協議を行い、ファイナ				

		ンスリース会社の業務活動及びリスク管理の重大な事項についての説明を要求
	重大リスクアラート	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ファイナンスリース会社の重大なリスク事象に係るアラート、防止と処分メカニズムを構築し、ファイナンスリース会社の重大なリスク事象に対する緊急措置を制定 ✓ ファイナンスリース会社に重大なリスク事象が発生した場合、直ちに緊急措置を講ずるとともに、地方金融監督管理部門に速やかに報告し、地方金融監督管理部門は速やかに処理
	違法行為の情報公表	ファイナンスリース会社及びその主要株主、董事、監事、高級管理人員のファイナンスリース業務の違法行為に関するデータベースを構築し、関連違法行為の情報を事実通りに記録する。行政処罰を下す場合、法に基づき社会に公表
	分類により監督管理	ファイナンスリース会社の事業規模、リスク状況、内部統制等の状況に応じて、ファイナンスリース会社に対して分類した監督管理を実施。管轄区域内ファイナンスリース会社の経営及びリスクの状況を正確に検査・確認し、経営リスク、法律規定違反の状況に応じて、正常経営、非正常経営及び違法経営等の三分類（【図表 3-2】を参照）

【図表 3-2】 分類により監督管理

正常経営	定義：法律規定に基づき経営するファイナンスリース会社 監督管理方式：銀保監会に報告した後に監督管理リストに登録	
非正常経営	定義：「音信不通会社」、「幽霊会社」等の異常な状態のファイナンスリース会社 監督管理方式：是正を強く求める <ul style="list-style-type: none"> ✓ 是正検査で合格の場合、監督管理リストに登録 ✓ 是正を拒絶し、もしくは是正検査が不合格の場合、非正常経営企業名簿に登録され、企業名称及び業務範囲を変更、または自主的な会社抹消を勧告 	
	音信不通会社	以下の条件のいずれかを充足： <ul style="list-style-type: none"> ✓ 連絡を取れない ✓ 企業登記住所において実地調査をしても見つからない ✓ 企業の従業員と連絡を取れるが、実質支配者と連絡が取れない ✓ 3ヶ月連続で監督管理の要求に基づき監督管理情報を報告していない
	幽霊会社	以下の条件のいずれかを充足： <ul style="list-style-type: none"> ✓ 法に基づき国家企業情報信用開示システムを通じて前年度の年度報告を報告・開示していない ✓ 直近6ヶ月の監督管理情報で事業を行っていないと表示される ✓ 直近6ヶ月に納税記録がないもしくは「ゼロ申告」 ✓ 直近6ヶ月に社会保険納付記録がない

違法経営	<p>定義：法律規定及び本弁法の規定に違反するファイナンスリース会社</p> <p>監督管理方式：</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 法律規定違反の状況が比較的軽く、かつ是正検査が合格の場合、監督管理リストに登録 ✓ 是正検査が不合格もしくは重大な法律規定違反がある場合、地方金融監督管理部門は法に基づき処罰や取締りを行い、もしくは市場監督管理部門と協調して法に基づきその営業許可証を取り消し、違法・犯罪の疑いがある場合、遅滞なく公安機関に連携し法に基づき調査・処罰
-------------	---

4) 登記登録

【図表 4】 登記登録

<ul style="list-style-type: none"> ✓ 省級地方金融監督管理部門は、市場監督管理部門と会合メカニズムを構築し、ファイナンスリース会社及びその分支機構の登録を厳格に管理 ✓ ファイナンスリース会社が会社名、組織形態、会社住所もしくは営業場所、登録資本金、持分構造等を変更する場合、事前に省級地方金融監督管理部門と十分にコミュニケーションを取り、事前に合意を取る
--

5) 監督管理指標

【図表 5】 監督管理指標

リース資産の比率	ファイナンスリース会社のファイナンスリース及びその他リース資産の比率は、総資産の60%を下回ってはならない	
レバレッジ率	ファイナンスリース会社のリスク資産の総額は、純資産の8倍を超えてはならない リスク資産の総額は、総資産から現金、銀行預金及び国債を差し引いた後の残余資産とする	
固定型証券投資	ファイナンスリース会社が行う固定型証券投資業務は、純資産の20%を超えてはならない	
集中度管理	ファイナンスリース会社は、主要な貸借人に対する管理を強化し、単一貸借人及び貸借人の関係会社に対する事業比率を制限し、経営リスクを効果的に防止及び分散しなければならない。ファイナンスリース会社は、以下の監督管理指標に遵守しなければならない：	
	① 単一顧客におけるファイナンス集中度	ファイナンスリース会社は、単一貸借人に対するファイナンスリース業務の合計残高が純資産の30%を超えてはならない
	② 単一グループにおけるファイナンス集中度	ファイナンスリース会社は、単一グループに対するファイナンスリース業務の合計残高が純資産の50%を超えてはならない
	③ 単一関係会社におけるファイナンス集中度	ファイナンスリース会社は、単一の関係会社に対するファイナンスリース業務の合計残高が純資産の30%を超えてはならない
	④ 関係会社全体におけるファイナンス集中度	ファイナンスリース会社は、すべての関係会社に対するファイナンスリース業務の合計残高が純資産の50%を超えてはならない

	<p>⑤ 単一株主とその関係会社におけるファイナンス集中度</p>	<p>単一株主及びそのすべての関係会社に対するファイナンス残高は、当該株主のファイナンスリース会社における出資額を超えてはならず、かつ同時に本弁法の単一関係会社におけるファイナンス集中度の規定を充足</p>
--	-----------------------------------	---

銀保監会は監督管理の要求に基づき、上記指標に対し調整をすることができる。

6) 当局への報告

【図表 6】 当局への報告	
<p>情報報告</p>	<p>ファイナンスリース会社は、定期的に地方金融監督管理部門及び同級人民銀行の分支機構に情報を報告しなければならない</p>
<p>重大事項報告</p>	<p>ファイナンスリース会社は、重要事項の報告制度を構築し、下記事項の発生後5営業日以内に地方金融監督管理部門に報告しなければならない：重大な関係会社取引、主要な判決待ち訴訟、仲裁及び地方金融監督管理部門が規定した報告の必要のあるその他の重大事項</p>

7) リース資産

リース資産の関連規定は、①リース資産の範囲、②輸入リース資産の割当・許認可管理、③リース資産の所有者、④リース資産の登記、⑤リース資産の購入、⑥リース資産の価値評価、⑦リース資産価値のモニタリング、⑧未担保残高の管理、⑨リース資産の返還等が含まれます。

【図表 7】 リース資産（幅の制限で②-⑨を省略）	
<p>リース資産の範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 別途規定のある場合を除き、固定資産*とする ✓ 所有権が明確で、現実に存在し、かつ収益を生むリース資産を対象としなければならない。ファイナンスリース会社は、既に抵当権が設定され、所有権が争われている、または司法当局により差押さえまたは押収された財産、もしくはは所有権に瑕疵がある財産をリース資産として受け入れてはならない <p>※一部地区（北京、上海等）においては、無形資産のファイナンスリースの展開を試行中です。関連通達は、（北京）『北京市サービス業開放拡大の総合試行実施案』（京政発[2015]48号）、（上海）『上海市科学技術革新中心建設条例』（上海市人民代表大会公告第13号）等が含まれます。</p>

8) ファイナンスリース資産の管理

【図表 8】 ファイナンスリース資産の管理	
<p>転リース</p>	<p>ファイナンスリース会社は、転リース等形式のファイナンスリース資産に対して別々に管理し、個別に勘定を立てなければならない。転リースの場合、賃貸人の同意を経なければならない</p>
<p>ファイナンスリース資産譲渡</p>	<p>ファイナンスリース会社は、会計準則等の関連規定に厳格に従い、ファイナンスリース資産の譲渡及び譲受の実態的なリスク状況を真に反映しなければならない</p>
<p>資産品質分類及び損失引当金</p>	<p>ファイナンスリース会社は、資產品質分類制度及び準備金制度を構築しなければならない。正確な分類に基づいて、遅滞なく十分な資産損失引当金を計上し、リスク耐性を強化する</p>

9) 関係会社間取引

【図表9】 関係会社間取引

- ✓ ファイナンスリース会社は、関係会社取引の管理制度を構築しなければならない、その関係会社取引は商業原則に基づき、独立した取引で、公平に価格を設定し、非関係会社との同様の取引より有利な条件で行ってはならない
- ✓ ファイナンスリース会社は、賃借人が関係会社との取引に対し、意思決定を行う際に、関係会社取引と関係を有する人員の関与は回避しなければならない。ファイナンスリース会社の重大な関係会社取引は、株主（大）会、董事会もしくはその授権を受けた機構より承認されなければならない
- ✓ ファイナンスリース会社とその子会社、プロジェクト会社の間取引は、本弁法の関係会社取引に対する監督要求を適用しない

10) 移行期間

本弁法の施行前にすでに設立されたファイナンスリース会社は、省級地方金融監督管理部門が規定した移行期間内、原則として3年以内に、本弁法が規定した各要件を充足するものとする。省級地方金融監督管理部門は、特定産業の実態に応じて、移行期間を適切に延長することができる。

3. 企業への影響

「22号通達」が公布後、各省級地方金融監督管理部門は、当該地区の実施細則を制定します。2020年4月7日、北京市地方金融监督管理局は、「22号通達」の公布前に、すでに『北京市ファイナンスリース会社監督管理ガイドライン（試行）』を公布し、「22号通達」より厳格な監督管理指標を定めています。今後、その他地区の実施細則も続々公布されると見込まれ、各地域における細則毎の違いや各地域における細則と「22号通達」の違いに注目が必要です。

ファイナンスリース会社に対する監督管理が厳格化された後、以下の観点においてファイナンスリース会社に影響をもたらすと推察されます。

- ✓ 現在、ファイナンスリース会社の外債枠は、純資産の10倍（国家外債管理局『外債登記管理弁法』）としていますが、一方、「22号通達」においては、ファイナンスリース会社のリスク資産の総額は、純資産の8倍を超えてはならないとしています。今後ファイナンスリース会社の外債枠が影響されるか否かは注目です。
- ✓ 「22号通達」は、ファイナンスリース会社のリース資産の比率、集中度、情報報告等に対して、厳格的で定量的な指標及び要求を定めました。今後、業界の規範的發展は見込まれますが、一方で、ファイナンスリース会社の運営コストもある程度増加する可能性もあります。
- ✓ 「22号通達」は、ファイナンスリース会社の委託貸付業務を禁止し、集中度に対しても制限をかけましたので、従来自社の外債枠を活用し、関係会社の外債トンネルとしていたファイナンスリース会社の業務は影響を受ける可能性があります。
- ✓ 「22号通達」は、ファイナンスリース会社が登録資本金の変更、持分構造の調整する場合、省級地方金融監督管理部門と十分にコミュニケーションを取り、事前に合意を取るとしています。今後、ファイナンスリース会社が上記変更事項を行う際に、事前にコミュニケーションを取る時間を割き、相応の準備期間が必要になると推察されます。

引続き関連情報をフォローの上、随時情報展開させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p style="text-align: center;">中国银行保险监督管理委员会 关于印发融资租赁公司监督管理 暂行办法的通知</p> <p>各省、自治区、直辖市、计划单列市人民政府， 新疆生产建设兵团：</p> <p>2017年全国金融工作会议确定，融资租赁公司等 机构由中央制定统一规则，地方负责实施监管， 强化属地风险处置责任。为进一步加强融资租赁 公司监督管理，规范经营行为，防范化解风险， 促进融资租赁行业规范有序发展，根据有关法律 法规和全国金融工作会议确定的职责分工，中国 银保监会制定了《融资租赁公司监督管理暂行办 法》，现印送你们，请认真组织实施。</p> <p style="text-align: right;">中国银保监会 2020年5月26日</p> <p style="text-align: center;">融资租赁公司监督管理暂行办法</p> <p style="text-align: center;">第一章 总则</p> <p>第一条 为落实监管责任，规范监督管理，引导 融资租赁公司合规经营，促进融资租赁行业规范 发展，根据有关法律法规，制定本办法。</p> <p>第二条 本办法所称融资租赁公司，是指从事融 资租赁业务的有限责任公司或者股份有限公司 (不含金融租赁公司)。</p> <p>本办法所称融资租赁业务，是指出租人根据承租 人对出卖人、租赁物的选择，向出卖人购买租赁 物，提供给承租人使用，承租人支付租金的交易 活动。</p>	<p style="text-align: center;">中国銀行保険監督管理委員会 ファイナンスリース会社監督管理暫定弁法の公布 に関する通達</p> <p>各省・自治区・直辖市・計画都市人民政府、新疆生 産建設兵団</p> <p>2017年の全国金融工作会議では、ファイナンス リース会社等の機構に対し、中央が統一な規則を制 定し、地方が実施・監督を担当し、管轄区域におけ るリスクの処理責任を強化すると決定した。ファイ ナンスリース会社の監督・管理を一層強化し、業務 慣行を標準化し、リスクを未然に防ぎ、ファイナ ンスリース産業の規範的・秩序のある発展を促進す るために、中国銀行保険監督管理委員会は、関連法律 規定及び全国金融工作会議で定めた役割分担に基づ き、『ファイナンスリース会社監督管理暫定弁法』を 制定、ここに公布し、組織的に真剣な取組みを求め る。</p> <p style="text-align: right;">中国銀行保険監督管理委員会 2020年5月26日</p> <p style="text-align: center;">ファイナンスリース会社監督管理暫定弁法</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>第一条 監督管理の責任を具体化、監督管理を標準 化、ファイナンスリース会社のコンプライアンス経 営を指導し、ファイナンスリース産業の規範的な発 展を促進するため、関連法律規定に基づき、本弁法 を制定する。</p> <p>第二条 本弁法がいうファイナンスリース会社と は、ファイナンスリース業務に従事する有限責任公 司もしくは股份有限公司(金融租賃公司を含まない) を指す。</p> <p>本弁法がいうファイナンスリース業務とは、賃借 人が指定する販売者及びリース資産において、賃貸 人が販売者からリース資産を購入し、賃借人の使用 のために提供し、賃借人がリース料を支払う取引を</p>

第三条 从事融资租赁活动应当遵守法律法规，遵循诚实信用原则和公平原则，不得损害国家利益、社会公共利益和他人合法权益。

第四条 鼓励各地加大政策扶持力度，引导融资租赁公司在推动装备制造业发展、企业技术升级改造、设备进出口等方面发挥重要作用，更好地服务实体经济，实现行业高质量发展。

第二章 经营规则

第五条 融资租赁公司可以经营下列部分或全部业务：

- (一) 融资租赁业务；
- (二) 租赁业务；
- (三) 与融资租赁和租赁业务相关的租赁物购买、残值处理与维修、租赁交易咨询、接受租赁保证金；
- (四) 转让与受让融资租赁或租赁资产；
- (五) 固定收益类证券投资业务。

第六条 融资租赁公司的融资行为必须符合相关法律法规规定。

第七条 适用于融资租赁交易的租赁物为固定资产，另有规定的除外。

融资租赁公司开展融资租赁业务应当以权属清晰、真实存在且能够产生收益的租赁物为载体。融资租赁公司不得接受已设置抵押、权属存在争议、已被司法机关查封、扣押的财产或所有权存在瑕疵的财产作为租赁物。

指す。

第三条 ファイナンスリース業務に従事する者は、法令を遵守し、信義則及び公平原則に遵守し、国益、公共の利益、及び他者の合法的權益を侵害してならない。

第四条 設備製造業の発展、企業技術の向上、設備の輸出入等の推進において、ファイナンスリース会社が重要な役割を果たし、実体経済への貢献や産業の質の高い発展を実現するために各地による政策支援を強化するよう奨励する。

第二章 経営規則

第五条 ファイナンスリース会社は、次の各号の一部または全部を運営することができる。

- (一) ファイナンスリース業務、
- (二) オペレーティングリース業務、
- (三) ファイナンスリース及びオペレーティングリース事業に関連するリース資産の購入、処分及び修理、リース取引のコンサルティング、リース保証金の受領、
- (四) ファイナンスリースもしくはオペレーティングリースの資産を譲渡及び譲受、
- (五) 固定収益型証券投資業務。

第六条 ファイナンスリース会社の資金調達は、関連法律規定に準拠しなければならない。

第七条 ファイナンスリース取引に適用されるリース資産は、別途規定のある場合を除き、固定資産とする。

ファイナンスリース会社がファイナンスリース業務を行う場合、所有権が明確で、現実に存在し、かつ収益を生むリース資産を対象としなければならない。ファイナンスリース会社は、既に抵当権が設定され、所有権が争われている、または司法当局によ

<p>第八条 融资租赁公司不得有下列业务或活动：</p> <p>（一）非法集资、吸收或变相吸收存款；</p> <p>（二）发放或受托发放贷款；</p> <p>（三）与其他融资租赁公司拆借或变相拆借资金；</p> <p>（四）通过网络借贷信息中介机构、私募投资基金融资或转让资产；</p> <p>（五）法律法规、银保监会和省、自治区、直辖市（以下简称省级）地方金融监管部门禁止开展的其他业务或活动。</p> <p>第九条 融资租赁公司进口租赁物涉及配额、许可等管理的，由租赁物购买方或产权所有方按有关规定办理手续，另有约定的除外。</p> <p>融资租赁公司经营业务过程中涉及外汇管理事项的，应当遵守国家外汇管理有关规定。</p> <p>第十条 融资租赁公司应当建立完善以股东或股东（大）会、董事会（执行董事）、监事（会）、高级管理层等为主体的组织架构，明确职责分工，保证相互之间独立运行、有效制衡，形成科学高效的决策、激励和约束机制。</p> <p>第十一条 融资租赁公司应当按照全面、审慎、有效、独立原则，建立健全内部控制制度，保障公司安全稳健运行。</p>	<p>り差押さえまたは押収された財産、もしくは所有権に瑕疵がある財産をリース資産として受け入れてはならない。</p> <p>第八条 ファイナンスリース会社は、下記の業務もしくは活動を行ってはならない。</p> <p>（一）違法な資金調達もしくは偽装による預金集約。</p> <p>（二）ローンの貸付もしくは委託貸付。</p> <p>（三）その他のファイナンスリース会社からの借入もしくは偽装による借入。</p> <p>（四）インターネット上の貸借情報仲介機構、プライベート・エクイティ・ファンドを通じたファイナンスもしくは資産譲渡。</p> <p>（五）法律、規制、銀行保険監督管理委員会及び省・自治区・直辖市（以下は「省級」という）地方金融監督管理部門が禁止するその他の事業もしくは活動。</p> <p>第九条 ファイナンスリース会社がリース資産を輸入する場合、割当・許認可等の管理を伴うため、リース資産の購入者もしくは資産所有者は、別途規定がある場合を除き、関連規定に基づき手続を行うものとする。</p> <p>ファイナンスリース会社の業務の過程で外貨管理事項に関係する場合、外貨管理に係る国家関連規定を遵守しなければならない。</p> <p>第十条 ファイナンスリース会社は、株主または、株主（大）会、董事会（执行董事）、監事（会）、高級管理層等を主体とする組織構造を確立し、職責分担を明確し、相互に独立した運営を確保し、効果的なチェック体制でバランスを取り、科学的で効率的な意思決定、奨励と抑制メカニズムを形成しなければならない。</p> <p>第十一条 ファイナンスリース会社は、包括的、慎重、効果的、独立した原則に基づき、内部統制制度を構築・健全化し、会社の安全、健全な運営を保証しなければならない。</p>
--	--

第十二条 融资租赁公司应当根据其组织架构、业务规模和复杂程度，建立全面风险管理体系，识别、控制和化解风险。

第十三条 融资租赁公司应当建立关联交易管理制度，其关联交易应当遵循商业原则，独立交易、定价公允，以不优于非关联方同类交易的条件进行。

融资租赁公司在对承租人为关联企业的交易进行表决或决策时，与该关联交易有关联关系的人员应当回避。融资租赁公司的重大关联交易应当经股东（大）会、董事会或其授权机构批准。

融资租赁公司与其设立的控股子公司、项目公司之间的交易，不适用本办法对关联交易的监管要求。

第十四条 融资租赁公司应当合法取得租赁物的所有权。

第十五条 按照国家法律法规规定租赁物的权属应当登记的，融资租赁公司须依法办理相关登记手续。若租赁物不属于需要登记的财产类别，融资租赁公司应当采取有效措施保障对租赁物的合法权益。

第十六条 融资租赁公司应当在签订融资租赁合同或明确融资租赁业务意向的前提下，按照承租人要求购置租赁物。特殊情况下需要提前购置租赁物的，应当与自身现有业务领域或业务规划保持一致，且与自身风险管理能力和专业化经营水平相符。

第十七条 融资租赁公司应当建立健全租赁物价值评估和定价体系，根据租赁物的价值、其他成本和合理利润等确定租金水平。

第十二条 ファイナンスリース会社は、組織構造、事業規模と複雑性に応じて、包括的なリスク管理システムを構築し、リスクを特定、管理、解決しなければならない。

第十三条 ファイナンスリース会社は、関係会社取引の管理制度を構築しなければならない。その関係会社取引は商業原則に基づき、独立した取引で、公平に価格を設定し、非関係会社との同様の取引より有利な条件で行ってはならない。

ファイナンスリース会社は、賃借人が関係会社との取引に対し、意思決定を行う際に、関係会社取引と関係を有する人員の関与は回避しなければならない。ファイナンスリース会社の重大な関係会社取引は、株主（大）会、董事会もしくはその授権を受けた機構より承認されなければならない。

ファイナンスリース会社とその子会社、プロジェクト会社間の取引は、本弁法の関係会社取引に対する監督要求を適用しない。

第十四条 ファイナンスリース会社は、合法的にリース物の所有権を取得しなければならない。

第十五条 国家法律規定に基づき、リース資産の所有権を登記する場合、ファイナンスリース会社は法に基づき関連登記手続を行わなければならない。リース資産が登記不要な資産の場合、ファイナンスリース会社は有効な措置を取り、リース資産の合法的権益を確保しなければならない。

第十六条 ファイナンスリース会社は、ファイナンスリース契約を締結した、もしくはファイナンスリース事業の意向を明確化したことを前提にし、賃借人の要求に基づきリース資産を購入しなければならない。特別な事情により、事前にリース資産を購入する必要のある場合、既存の事業領域もしくは事業計画に合わせ、自社のリスク管理能力及び専門業務の水準と一致しなければならない。

第十七条 ファイナンスリース会社は、リース資産の価値評価及び価格評価の体系を構築・完全化し、リース資産の価値、その他コスト及び合理的な利益

售后回租业务中，融资租赁公司对租赁物的买入价格应当有合理的、不违反会计准则的定价依据作为参考，不得低值高买。

第十八条 融资租赁公司应当重视租赁物的风险缓释作用，密切监测租赁物价值对融资租赁债权的风险覆盖水平，制定有效的风险应对措施。

第十九条 融资租赁公司应当加强租赁物未担保余值管理，定期评估未担保余值是否存在减值，及时按照会计准则的要求计提减值准备。

第二十条 融资租赁公司应当加强对租赁期限届满返还或因承租人违约而取回的租赁物的风险管理，建立完善的租赁物处置制度和程序，降低租赁物持有期风险。

第二十一条 融资租赁公司对转租赁等形式的融资租赁资产应当分别管理，单独建账。转租赁应当经出租人同意。

第二十二条 融资租赁公司应当严格按照会计准则等相关规定，真实反映融资租赁资产转让和受让业务的实质和风险状况。

第二十三条 融资租赁公司应当建立资产质量分类制度和准备金制度。在准确分类的基础上及时足额计提资产减值损失准备，增强风险抵御能力。

第二十四条 融资租赁公司按照有关规定可以向征信机构提供和查询融资租赁相关信息。

等に基づきリース料の水準を決定しなければならない。

リースバック業務において、ファイナンスリース会社は、リース資産の購入価格に対して合理的で、会計準則に違反しない価格確定の根拠を参照しなければならない。低価値の資産を割高に購入してはならない。

第十八条 ファイナンスリース会社は、リース資産のリスク緩和に最新の注意を払い、リース資産の価値のファイナンスリース債権に対するリスクカバーレベルを注意深くモニタリングし、効果的リスク対応策を策定しなければならない。

第十九条 ファイナンスリース会社は、リース資産の未担保残高の管理を強化し、未担保残高の減損の有無を定期的に評価し、会計準則の要求に基づき遅滞なく損失引当金を計上しなければならない。

第二十条 ファイナンスリース会社は、リース期限満了時の返還もしくは賃借人の契約違反より回収したリース資産に対する管理を強化し、リース資産の処分のための健全な制度及びプロセスを構築し、リース資産保有期間のリスクを低減しなければならない。

第二十一条 ファイナンスリース会社は、転リース等形式的ファイナンスリース資産に対して別々に管理し、個別に勘定を立てなければならない。転リースの場合、賃貸人の同意を経なければならない。

第二十二条 ファイナンスリース会社は、会計準則等の関連規定に厳格に従い、ファイナンスリース資産の譲渡及び譲受の実態的なリスク状況を真に反映しなければならない。

第二十三条 ファイナンスリース会社は、資產品質分類制度及び準備金制度を構築しなければならない。正確な分類に基づいて、遅滞なく十分な資産損失引当金を計上し、リスク耐性を強化する。

第二十四条 ファイナンスリース会社は、関連規定に基づき、信用調査機構に対してファイナンスリー

第二十五条 融资租赁公司和承租人应对与融资租赁业务有关的担保、保险等事项进行充分约定，维护交易安全。

第三章 监管指标

第二十六条 融资租赁公司融资租赁和其他租赁资产比重不得低于总资产的60%。

第二十七条 融资租赁公司的风险资产总额不得超过净资产的8倍。风险资产总额按企业总资产减去现金、银行存款和国债后的剩余资产确定。

第二十八条 融资租赁公司开展的固定收益类证券投资业务，不得超过净资产的20%。

第二十九条 融资租赁公司应当加强对重点承租人的管理，控制单一承租人及承租人为关联方的业务比例，有效防范和分散经营风险。融资租赁公司应当遵守以下监管指标：

（一）单一客户融资集中度。融资租赁公司对单一承租人的全部融资租赁业务余额不得超过净资产的30%。

（二）单一集团客户融资集中度。融资租赁公司对单一集团的全部融资租赁业务余额不得超过净资产的50%。

（三）单一客户关联度。融资租赁公司对一个关联方的全部融资租赁业务余额不得超过净资产的30%。

スの関連情報を提供及び照会することができる。

第二十五条 ファイナンスリース会社と賃借人は、ファイナンスリース業務関連の担保、保険等の事項に対して十分に合意し、取引の安全性を維持しなければならない。

第三章 監督管理指標

第二十六条 ファイナンスリース会社のファイナンスリース及びその他リース資産の比率は、総資産の60%を下回ってはならない。

第二十七条 ファイナンスリース会社のリスク資産の総額は、純資産の8倍を超えてはならない。リスク資産の総額は、総資産から現金、銀行預金及び国債を差し引いた後の残余資産とする。

第二十八条 ファイナンスリース会社が行う固定型証券投資業務は、純資産の20%を超えてはならない。

第二十九条 ファイナンスリース会社は、主要な賃借人に対する管理を強化し、単一賃借人及び賃借人の関係会社に対する事業比率を制限し、経営リスクを効果的に防止及び分散しなければならない。ファイナンスリース会社は、以下の監督管理指標に遵守しなければならない。

（一）単一顧客におけるファイナンス集中度。ファイナンスリース会社は、単一賃借人に対するファイナンスリース業務の合計残高が純資産の30%を超えてはならない。

（二）単一グループにおけるファイナンス集中度。ファイナンスリース会社は、単一グループに対するファイナンスリース業務の合計残高が純資産の50%を超えてはならない。

（三）単一の関係会社におけるファイナンス集中度。ファイナンスリース会社は、単一の関係会社に対するファイナンスリース業務の合計残高が純資産の30%を超えてはならない。

(四) 全部关联度。融资租赁公司对全部关联方的全部融资租赁业务余额不得超过净资产的50%。

(五) 单一股东关联度。对单一股东及其全部关联方的融资余额，不得超过该股东在融资租赁公司的出资额，且同时满足本办法对单一客户关联度的规定。

银保监会可以根据监管需要对上述指标作出调整。

第四章 监督管理

第三十条 银保监会负责制定融资租赁公司的业务经营和监督管理规则。

第三十一条 省级人民政府负责制定促进本地区融资租赁行业发展的政策措施，对融资租赁公司实施监督管理，处置融资租赁公司风险。省级地方金融监管部门具体负责对本地区融资租赁公司的监督管理。

第三十二条 地方金融监管部门应当根据融资租赁公司的经营规模、风险状况、内控管理等情况，对融资租赁公司实施分类监管。

第三十三条 地方金融监管部门应当建立非现场监管制度，利用信息系统对融资租赁公司按期分析监测，重点关注相关指标偏高、潜在经营风险较大的公司。省级地方金融监管部门应当于每年4月30日前向银保监会报送上一年度本地区融资租赁公司发展情况以及监管情况。

(四) 関係会社全体におけるファイナンス集中度。ファイナンスリース会社は、すべての関係会社に対するファイナンスリース業務の合計残高が純資産の50%を超えてはならない。

(五) 単一株主とその関係会社におけるファイナンス集中度。単一株主及びそのすべての関係会社に対するファイナンス残高は、当該株主のファイナンスリース会社における出資額を超えてはならず、かつ同時に本弁法の単一関係会社におけるファイナンス集中度の規定を充足すること。

银保监会は監督管理の要求に基づき、上記指標に対し調整をすることができる。

第四章 监督管理

第三十条 银保监会は、ファイナンスリース会社の事業運営及び監督管理に関する規則を定め、その責任を負う。

第三十一条 省級人民政府は、管轄区内のファイナンスリース産業の発展を促進する政策措置の制定し、ファイナンスリース会社に対して監督管理を実施し、ファイナンスリース会社のリスクを処分する責任を負う。省級地方金融監督管理部門は、管轄区内のファイナンスリース会社に対する監督管理の責任を負う。

第三十二条 地方金融監督管理部門は、ファイナンスリース会社の事業規模、リスク状況、内部統制等の状況に応じて、ファイナンスリース会社に対して分類した監督管理を実施する。

第三十三条 地方金融監督管理部門は、オフサイト監督管理制度を構築し、情報システムを用いて、ファイナンスリース会社に対し定期的に分析・モニタリングを行い、関連指標が比較的が高く、潜在的な経営リスクが比較的高いファイナンスリース会社を重点的に管理する。省級地方金融監督管理部門は、毎年4月30日を期限として银保监会に前年度の管轄区内のファイナンスリース会社の発展及び監督管理の状況を報告しなければならない。

第三十四条 地方金融监管部门应当建立现场检查制度，对融资租赁公司的检查包括但不限于下列措施：

（一）进入融资租赁公司以及有关场所进行现场检查；

（二）询问有关单位或者个人，要求其对有关检查事项作出说明；

（三）查阅、复制有关文件资料，对可能被转移、销毁、隐匿或者篡改的文件资料，予以先行登记保存；

（四）检查相关信息系统。

进行现场检查，应当经地方金融监管部门负责人批准。现场检查时，检查人员不得少于2人，并应当出示合法证件和检查通知书。有关单位和个人应当配合地方金融监管部门依法进行监督检查，如实提供有关情况和文件、资料，不得拒绝、阻碍或者隐瞒。

第三十五条 地方金融监管部门根据履行职责需要，可以与融资租赁公司的董事、监事、高级管理人员进行监督管理谈话，要求其就融资租赁公司业务活动和风险管理的重大事项作出说明。

第三十六条 地方金融监管部门应当建立融资租赁公司重大风险事件预警、防范和处置机制，制定融资租赁公司重大风险事件应急预案。

融资租赁公司发生重大风险事件的，应当立即采取应急措施，并及时向地方金融监管部门报告，地方金融监管部门应当及时处置。

第三十七条 地方金融监管部门应当建立融资租赁公司及其主要股东、董事、监事、高级管理人

第三十四条 地方金融監督管理部門は、ファイナンスリース会社に対する以下の内容を含むがこれらに限定されないオンサイト検査制度を構築する。

（一）ファイナンスリース会社及び関連施設に入ってオンサイト検査を行うこと。

（二）関連機構もしくは個人に照会し、関連検査事項に対する説明を要求すること。

（三）関連資料を閲覧・複製し、転送、破壊、隠蔽もしくは改ざんされる可能性のある資料に対し、事前に登録し、保存をすること。

（四）関連する情報システムを検査すること。

オンサイト検査を行う場合、地方金融監督管理部門の責任者の承認を得なければならない。オンサイト検査する際、検査人員は2人以上でなければならない。法的書類及び検査通知書を提示しなければならない。関連機構及び個人は、地方金融監督管理部門と協力し、法に従った監督検査を行い、事実通りに関連状況及び文書、資料を提供し、拒否・妨害もしくは隠ぺいしてはならない。

第三十五条 地方金融監督管理部門は、その職務遂行の必要性に応じて、ファイナンスリース会社の董事、監事、高級管理人員と監督管理の協議を行い、ファイナンスリース会社の業務活動及びリスク管理の重大な事項についての説明を要求することができる。

第三十六条 地方金融監督管理部門は、ファイナンスリース会社の重大なリスク事象に係るアラート、防止と処分メカニズムを構築し、ファイナンスリース会社の重大なリスク事象に対する緊急措置を制定しなければならない。

ファイナンスリース会社に重大なリスク事象が発生した場合、直ちに緊急措置を講ずるとともに、地方金融監督管理部門に速やかに報告し、地方金融監督管理部門は速やかに処理しなければならない。

第三十七条 地方金融監督管理部門は、ファイナンスリース会社及びその主要株主、董事、監事、高級

员违法经营融资租赁业务行为信息库，如实记录相关违法行为信息；给予行政处罚的，应当依法向社会公示。

第三十八条 融资租赁公司应定期向地方金融监管部门和同级人民银行分支机构报送信息资料。

第三十九条 融资租赁公司应当建立重大事项报告制度，下列事项发生后5个工作日内向地方金融监管部门报告：重大关联交易，重大待决诉讼、仲裁及地方金融监管部门规定需要报送的其他重大事项。

第四十条 地方金融监管部门应当与有关部门建立监督管理协调机制和信息共享机制，研究解决辖内融资租赁行业重大问题，加强监管联动，形成监管合力。

第四十一条 地方金融监管部门应当加强监管队伍建设，按照监管要求和职责配备专职监管员，专职监管员的人数、能力要与被监管对象数量相匹配。

第四十二条 融资租赁行业协会是融资租赁行业的自律组织，是社会团体法人。

依法成立的融资租赁行业协会按照章程发挥沟通协调和行业自律作用，履行协调、维权、自律、服务职能，开展行业培训、理论研究、纠纷调解等活动，配合地方金融监管部门，引导融资租赁公司诚信经营、公平竞争、稳健运行。

第四十三条 地方金融监管部门要通过信息交叉比对、实地走访、接受信访投诉等方式，准确核查辖内融资租赁公司经营和风险状况，按照经营风险、违法违规情形划分为正常经营、非正常经营和违法违规经营等三类。

管理人員がファイナンスリース業務の違法行為に関するデータベースを構築し、関連違法行為の情報を事実通りに記録する。行政処罰を下す場合、法に基づき社会に公表しなければならない。

第三十八条 ファイナンスリース会社は、定期的に地方金融監督管理部門及び同級人民銀行の分支機構に情報を報告しなければならない。

第三十九条 ファイナンスリース会社は、重要事項の報告制度を構築し、下記事項の発生後5営業日以内に地方金融監督管理部門に報告しなければならない：重大な関係会社取引、主要な判決待ち訴訟、仲裁及び地方金融監督管理部門が規定した報告の必要のあるその他の重大事項。

第四十条 地方金融監督管理部門は、関連部門と監督管理の協調メカニズム及び情報共有メカニズムを構築し、管轄区域内のファイナンスリース産業の重大な問題の解決を検討し、監督管理の連携を強化し、監督管理力を形成する。

第四十一条 地方金融監督管理部門は、監督管理チームの構築を強化し、監督管理要件及び職責に従い専門監督管理員を配備し、専門監督管理員の数、能力が監督管理対象数と一致しなければならない。

第四十二条 ファイナンスリース業協会は、ファイナンスリース業の自律機関で、社会団体法人である。

法に基づき設立されたファイナンスリース業協会は、定款に基づきコミュニケーション・協調及び業界自律の役割を果たし、協調・権利保護・自主規制・サービス機能を果たし、産業研修、理論研究、紛争調停等の活動を行い、地方金融監督管理部門と協力して、ファイナンスリース会社の誠実な経営、公平な競争、健全な運営を指導する。

第四十三条 地方金融監督管理部門は、情報の比較、現地訪問、投書による苦情の受領等の方式を通じ、管轄区域内ファイナンスリース会社の経営及びリスクの状況を正確に検査・確認し、経営リスク、法律規定違反の状況に応じて、正常経営、非正常経営及び違法経営等の三分類に分ける。

第四十四条 正常经营类是指依法合规经营的融资租赁公司。地方金融监管部门要对正常经营类融资租赁公司按其注册地审核营业执照、公司章程、股东名单、高级管理人员名单和简历、经审计的近两年资产负债表、利润表、现金流量表及规定的其他资料。

对于接受并配合监管、在注册地有经营场所且如实完整填报信息的企业，省级地方金融监管部门要在报银保监会同意后及时纳入监管名单。

第四十五条 非正常经营类主要是指“失联”和“空壳”等经营异常的融资租赁公司。

“失联”是指满足以下条件之一的融资租赁公司：无法取得联系；在企业登记住所实地排查无法找到；虽然可以联系到企业工作人员，但其并不知情也不能联系到企业实际控制人；连续3个月未按监管要求报送监管信息。

“空壳”是指满足以下条件之一的融资租赁公司：未依法通过国家企业信用信息公示系统报送并公示上一年度年度报告；近6个月监管信息显示无经营；近6个月无纳税记录或“零申报”；近6个月无社保缴纳记录。

地方金融监管部门要督促非正常经营类企业整改。非正常经营类企业整改验收合格的，可纳入监管名单；拒绝整改或整改验收不合格的，纳入非正常经营名录，劝导其申请变更企业名称和业务范围、自愿注销。

第四十六条 违法违规经营类是指经营行为违反法律法规和本办法规定的融资租赁公司。违法违规情节较轻且整改验收合格的，可纳入监管名

第四十四条 正常経営とは、法律規定に基づき経営するファイナンスリース会社を指す。地方金融監督管理部門は、正常経営類のファイナンスリース会社に対し、その登録地に基づき営業許可証、会社定款、株主リスト、高級管理人員のリスト及び履歴書、監査を経た直近二年の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー表及び規定されたその他の資料を審査しなければならない。

監督管理を受け入れ、協力し、登録地において経営場所を有し、かつ事実通りに完全に情報を記入する企業に対し、省級地方金融監督管理部門は银保监会に報告した後に遅滞なく監督管理リストに登録する。

第四十五条 非正常経営類とは「音信不通会社」、「幽霊会社」等の異常な状態のファイナンスリース会社を指す。

「音信不通会社」とは、以下の条件のいずれかを充足するファイナンスリース会社を指す：連絡を取れない。企業登記住所において実地調査をしても見つからない。企業の従業員と連絡を取れるが、実質支配者と連絡が取れない。3ヶ月連続で監督管理の要求に基づき監督管理情報を報告していない。

「幽霊会社」とは、以下の条件のいずれかを満足するファイナンスリース会社を指す：法に基づき国家企業情報信用開示システムを通じて前年度の年度報告を報告・開示していない。直近6ヶ月の監督管理情報で事業を行っていないと表示される。直近6ヶ月に納税記録がないもしくは「ゼロ申告」。直近6ヶ月に社会保険納付記録がない。

地方金融監督管理部門は、非正常経営類企業に是正を強く求めるべきである。非正常経営類企業は、是正検査で合格の場合、監督管理リストに登録される。是正を拒絶し、もしくは是正検査が不合格の場合、非正常経営企業名簿に登録され、企業名称及び業務範囲を変更、または自主的な会社抹消を勧告する。

第四十六条 違反経営類とは、法律規定及び本弁法の規定に違反するファイナンスリース会社を指す。法律規定違反の状況が比較的軽く、かつ是正検査が

单；整改验收不合格或违法违规情节严重的，地方金融监管部门要依法处罚、取缔或协调市场监管部门依法吊销其营业执照，涉嫌违法犯罪的及时移送公安机关依法查处。

第四十七条 省级地方金融监管部门要与市场监管部门建立会商机制，严格控制融资租赁公司及其分支机构的登记注册。融资租赁公司变更公司名称、组织形式、公司住所或营业场所、注册资本、调整股权结构等，应当事先与省级地方金融监管部门充分沟通，达成一致意见。

第五章 法律责任

第四十八条 融资租赁公司违反法律法规和本办法规定，有关法律法规有处罚规定的，依照其规定给予处罚；有关法律法规未作处罚规定的，地方金融监管部门可以采取监管谈话、出具警示函、责令限期改正、通报批评等监管措施；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第四十九条 依照法律法规对融资租赁公司进行处罚的，地方金融监管部门可以根据具体情形对有关责任人员采取通报批评、责令改正、纳入警示名单或违法失信名单等监管措施；法律法规有处罚规定的，依照法律法规予以处罚；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第五十条 融资租赁公司吸收或变相吸收公众存款以及以其他形式非法集资的，依照法律、行政法规和国家有关规定给予处罚；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

合格の場合、監督管理リストに登録される。是正検査が不合格もしくは重大な法律規定違反がある場合、地方金融監督管理部門は法に基づき処罰や取締りを行い、もしくは市場監督管理部門と協調して法に基づきその営業許可証を取り消し、違法・犯罪の疑いがある場合、遅滞なく公安機関に連携し法に基づき調査・処罰する。

第四十七条 省級地方金融監督管理部門は、市場監督管理部門と会合メカニズムを構築し、ファイナンスリース会社及びその分支機構の登録を厳格に管理する。ファイナンスリース会社が会社名、組織形態、会社住所もしくは営業場所、登録資本金、持分構造等を変更する場合、事前に省級地方金融監督管理部門と十分にコミュニケーションを取り、事前に合意しなければならない。

第五章 法律責任

第四十八条 ファイナンスリース会社は、法律規定及び本弁法の規定に違反し、その関連法律規定に処罰規定がある場合には、その規定に基づき処罰する。関連法律規定に処罰規定がない場合、地方金融監督管理部門は、監督管理協議、警告書の発行、期限内の是正命令、批判の通知等の監督管理措置を取ることができる。犯罪を含む場合には、法に基づき刑事責任を問う。

第四十九条 地方金融監督管理部門は、法律規定に基づき、ファイナンスリース会社を処罰する場合、具体的な状況に応じて関連責任者に対して批判通告、是正命令、警告リストもしくは違法信用リストに登録する等の監督管理措置を取ることができる。法律規定に処罰規定がある場合、法律規定に基づき処罰する。犯罪を含む場合には、法に基づき刑事責任を問う。

第五十条 ファイナンスリース会社は、公的預金を吸収もしくは偽装集約、及びその他の方法で違法に資金調達する場合、法律、行政規定及び国の関連規定に基づき処罰する。犯罪を含む場合、法に基づき刑事責任を問う。

第六章 附則	第六章 附則
<p>第五十一条 省级人民政府应当依据本办法制定本辖区融资租赁公司监督管理实施细则，视监管实际情况，对租赁物范围、特定行业的集中度和关联度要求进行适当调整，并报银保监会备案。</p>	<p>第五十一条 省級人民政府は、本弁法に基づき本管轄区内のファイナンスリース会社監督管理実施細則を制定し、監督管理の実態に応じて、リース資産の範囲、特定産業への集中度及び関連度の要件を適切に調整し、银保监会に届出しなければならない。</p>
<p>第五十二条 本办法施行前已经设立的融资租赁公司，应当在省级地方金融监管部门规定的过渡期内达到本办法规定的各项要求，原则上过渡期不超过三年。省级地方金融监管部门可以根据特定行业的实际情况，适当延长过渡期安排。</p>	<p>第五十二条 本弁法の施行前にすでに設立されたファイナンスリース会社は、省級地方金融監督管理部門が規定した移行期間内、原則として3年以内に、本弁法が規定した各要件を充足するものとする。省級地方金融監督管理部門は、特定産業の実態に応じて、移行期間を適切に延長することができる。</p>
<p>第五十三条 本办法中下列用语的含义：</p>	<p>第五十三条 本弁法における下記用語の意味：</p>
<p>（一）关联方可依据《企业会计准则第36号—关联方披露》的规定予以认定。</p>	<p>（一）関係会社は、『企業会計準則第36号—関係会社の開示』の規定に基づき認定される。</p>
<p>（二）重大关联交易是指融资租赁公司与一个关联方之间单笔交易金额占融资租赁公司净资产5%以上，或者融资租赁公司与一个关联方发生交易后融资租赁公司与该关联方的交易余额占融资租赁公司净资产10%以上的交易。</p>	<p>（二）重大な関係会社取引とは、ファイナンスリース会社が1つの関係会社との間の1件の取引金額が当該ファイナンスリース会社の純資産の5%以上を占める取引、もしくはファイナンスリース会社は1つの関係会社との取引が発生後、ファイナンスリース会社と当該関係会社の取引残高がファイナンスリース会社の純資産の10%以上を占める取引を指す。</p>
<p>第五十四条 本办法由银保监会负责解释。</p>	<p>第五十四条 本弁法は、银保监会が解釈の責任を負う。</p>
<p>第五十五条 本办法自印发之日起施行。本办法施行前有关规定与本办法不一致的，以本办法为准。</p>	<p>第五十五条 本弁法は公布日より施行する。本弁法施行前の関連規定が本弁法と一致しない場合、本弁法を準拠するものとする。</p>

【日本語参考訳：MUFGバンク（中国）有限公司 リサーチ&アドバイザー一部】

- ☞ 本資料は、参考のみを目的として、MUFG バンク（中国）有限公司(以下「当行」)が作成したものです。当行は、本資料に含まれる情報の適切性、完全性、又は正確性について、いかなる表明又は保証をしません。
- ☞ 本資料に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品又は投資商品の購入又は売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。
- ☞ 本資料に含まれる意見(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性を保証致しかねます。本資料は、不完全又は要約されている場合もあり、本資料に掲げる当事者に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行(含む本店、支店)及び関連会社のいずれも、本資料を更新する義務を負いません。
- ☞ 本資料に含まれる情報は、MUFG バンク（中国）有限公司(以下「当行」)が信頼できると判断した情報源から入手したものにりますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をせず、一切の責任又は義務を負いません。したがって、本資料に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠されるものではありません。当行(含む本店、支店)及び関連会社並びに情報提供者は、本資料の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的又は間接的な損失又は損害について、いかなる責任を負いません。
- ☞ 過去の実績は、将来の業績を保証するものではありません。本資料に含まれるいかなる商品の業績の予測について、必ずしもその将来実現する又は実現できる業績を示すものではありません。
- ☞ 当行は、本資料の著作権を保有し、当行の書面同意なしに本資料の一部又は全部を複製又は再公布することが禁止されます。当行(含む本店、支店)又は関連会社は、当該複製又は再公布によって生じる、いかなる第三者に対する責任を一切負いません。
- ☞ 受領者には、必要に応じて、専門的、法律、金融、税務、投資、又はその他の独立したアドバイスを別途取得する必要があります。

MUFG バンク（中国）有限公司 リサーチ&アドバイザリー部 中国ビジネスソリューション室

(商 号) MUFG バンク（中国）有限公司

(住 所) 上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亜大厦 22 楼

(登録番号) 中国銀行業監督管理委員会上海監管局 B0288H231000001